**【令和7年度】保育料の減免を申請される方へ**

・学童クラブでは、保護者の課税状況等による保育料の減免制度があります。

・減免の申請理由、減免割合、必要な添付書類は下表のとおりです。

・減免を申請される場合は、減免申請書と下表の添付書類を学童クラブへ提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請理由 | 減免割合 | 減免後の保育料 | 添付書類 |
| １．生活保護法の規定による被保護世帯 | 10割 | 0円 | ・世帯全員の住民票  ・保護証明書 |
| ２．世帯全員が**前年度（令和６年度）分**の市区町村民税が非課税の世帯 | 10割 | 0円 | ・世帯全員の住民票  ・世帯全員の**前年度（令和６年度）分の非課税証明書**  ・教育委員会が必要とする書類 |
| ３．世帯全員が**前年（令和６年）分**の所得税が非課税かつ、**前年度（令和６年度）分**の市区町村民税が均等割りのみの課税世帯 | 6割 | 3,800円 | ・世帯全員の住民票  ・世帯全員の**前年度（令和６年度）分の課税証明書**  ・世帯全員の**前年（令和６年）分の源泉徴収票または確定申告書の写し**  ・教育委員会が必要とする書類 |
| ４．世帯全員が**前年（令和６年）分**の所得税が非課税かつ、**前年度（令和６年度）分**の市区町村民税の所得割の税額が5,000円未満の世帯（※１） | 3割 | 6,650円 |
| ５．教育委員会が必要と認める世帯（※２） | 教育委員会が必要と認める割合を減免 | | ・教育委員会が必要とする書類 |

※１　流山市以外の市区町村で課税されている方で、市区町村民税の所得割の税額が、流山市における市民税の所得割額の税率（6％）と異なる税率で算定されている場合は、流山市での所得割率（6％）により算定した額で減免の判断を行います。（政令指定都市及び一部の市区町村で税率が異なります。）

※２　上表１～４の申請理由以外の理由で、減免を必要とする世帯は学童クラブへご相談ください。

【教育委員会が必要とする書類について】

・証明書等の氏名や住所が申請書と異なる場合には、変更したことが分かる書類（運転免許証の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票の写し等）を提出してください。

・上表５の申請理由で減免を申請される場合の添付書類につきましては、学童クラブへご相談ください。